

健康増進法施行令の一部を改正する政令等の概要について

第 1

1 施設の「屋内」及び「屋外」

「屋内」とは、外気の流入が妨げられる場所として、屋根がある建物であって、かつ、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部とし、これに該当しない場所は「屋外」となる。

2 「管理権原者」及び「管理者」

「管理権原者」とは、施設における望まない受動喫煙を防ぐための取組についてその方針の判断、決定を行う立場にある者であり、例えば当該義務の履行に必要な施設の設備の改修等を適法に行うことができる権原を有する者をいう。

「管理者」とは、事実上、現場の管理を行っている者をいう。

第 2

1 第一種施設の対象

(1) 学校、病院、児童福祉施設等	① 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学、専修学校（高等課程、専門課程、一般課程） （一般課程は 20 歳未満の者が主として利用に限る） 各種学校（20 歳未満の者が主として利用に限る） ② 防衛大学校、防衛医科大学校 ③ 職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、 職業能力開発総合大学校 ④ 水産大学校 ⑤ 海上技術学校、海上技術短期大学校 ⑥ 国立看護大学校 ⑦ 陸上自衛隊高等工科大学校 ⑧ 海上保安大学校、海上保安学校 ⑨ 上記のほか次に掲げる教育施設 ア 児童福祉司・児童福祉施設の職員を養成する施設 保育士を養成する施設 イ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の養成施設 ウ 理容師養成施設 エ 栄養士の養成施設 オ 保健師養成所、助産師養成所、看護師・准看護師養成所 カ 歯科衛生士養成所 キ 養護教諭養成機関、幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校の教員養成機関、栄養教諭の教員養成機関
-------------------	---

	<p>ク 社会福祉法第 19 条第 1 項第 2 号に規定する養成機関</p> <p>ケ 自動車整備士の養成施設（一種養成施設に限る）</p> <p>コ 診療放射線技師養成所</p> <p>サ 歯科技工士養成所</p> <p>シ 美容師養成施設</p> <p>ス 臨床検査技師養成所</p> <p>セ 調理師養成施設</p> <p>ソ 理学療法士養成施設、作業療法士養成施設</p> <p>タ 製菓衛生師養成施設</p> <p>チ 柔道整復師養成施設</p> <p>ツ 視能訓練士養成所</p> <p>テ 社会福祉士及び介護福祉士法第 40 条第 2 項第 1 号に規定する養成施設</p> <p>ト 臨床工学技士養成所</p> <p>ナ 義肢装具士養成所</p> <p>ニ 救急救命士養成所</p> <p>ヌ 言語聴覚士養成所</p> <p>ネ 独立行政法人国立青少年教育振興機構法第 11 条第 1 項第 1 号に規定する施設</p> <p>ノ 農業改良助長法施行令第 3 条第 1 号に規定する教育機関（20 歳未満の者が主として利用に限る）</p> <p>ハ 学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 4 号及び第 2 項第 7 号、第 160 条第 3 号、第 161 条第 2 項、第 162 条並びに第 177 条第 7 号に規定する文部科学大臣が別に指定する教育施設（20 歳未満の者が主として利用に限る）</p> <p>⑩病院、診療所、助産所</p> <p>⑪薬局</p> <p>⑫介護老人保健施設、介護医療院</p> <p>⑬難病相談支援センター</p> <p>⑭施術所</p> <p>⑮障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業の用に供する施設、児童福祉施設、児童福祉法第 59 条第 1 項に規定する施設</p> <p>⑯母子健康包括支援センター</p> <p>⑰認定こども園</p> <p>⑱少年院、少年鑑別所</p>
(2) 行政機関の庁舎	<p>行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。当該施設において政策や制度の企画立案業務が行われていること。</p>

	<p>庁舎、設置が義務づけられている施設、これと類似の業務を行う施設又は業務を分掌されている施設で地方公共団体のみが設置できる施設も該当する。</p>
--	---

2 特定屋外喫煙場所

(1) 特定屋外喫煙場所は、第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいう。

必要な措置とは、以下のもの

①喫煙をすることができる場所が区画されていること。

「区画」とは、喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別することができるものである必要があり、例えばパーテーション等による区画が考えられる。

②喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。

③第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。

「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」とは、例えば建物の裏や屋上など、喫煙のために立ち入る場合以外には通常利用することのない場所をいう。

(2) 特定屋外喫煙場所を設置する場合には、近隣の建物に隣接するような場所に設置することがないようにするといった配慮をすることが望ましい。

3 その他

特定施設等の喫煙禁止場所以外の場所であっても、子どもなど受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が多く利用する場所（屋外の場所を含む）については、受動喫煙を防止するための措置を講ずることが望ましく、また、喫煙をする際は、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に特に配慮しなければならない。

第3

1 第二種施設の対象

第二種施設とは、多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設をいう。

「多数の者が利用する」とは、2人以上の者が同時に、又は入れ替わり利用する施設を意味する。

2 喫煙専用室におけるたばこの煙の流出を防止するための技術的基準

① 喫煙専用室におけるたばこの煙の流出を防止するための技術的基準

ア 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2m毎秒以上であること。

イ たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。

(ア) 「壁・天井等」とは、建物に固定された壁、天井のほか、ガラス窓等も含むが、たばこの煙を通さない材質・構造のものをいう。

(イ) 「区画」とは、出入口を除いた場所において、壁等により床面から天井まで仕切られていることをいい、たばこの煙が流出するような状態は認められない。

ウ たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

② 技術的基準に関する経過措置

第二種施設等の管理権原者の責めに帰することができない事由によって①の技術的基準（以下「一般的基準」という。）を満たすことが困難であるものに係る技術的基準は、

・たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置を講ずることにより、一般的基準に適合した措置を講じた場合と同等程度にたばこの煙の流出を防止することができるようにする。

※「たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置」とは

次に掲げる要件を満たす機能を有した脱煙機能付き喫煙ブースを設置し、当該喫煙ブースから排出された気体が室外に排気されるもの。なお換気扇等から効率的に排気できる工夫が講じられていることが望ましい。

ア 総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること。

イ 当該装置により浄化され、室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が0.015mg/m³以下であること。

3 指定たばこ専用喫煙室における指定たばこの煙の流出を防止するための技術的基準

① 2①と同様であること。

② 第二種施設等の屋内又は内部の場所が複数階に分かれている場合で、指定たばこのみの喫煙をすることができる場所が当該第二種施設等の1又は2以上の階の全部の場所である場合における指定たばこの煙の流出を防止するための技術的基準は、

・上記①の要件に代えて、指定たばこの煙が、喫煙をすることができる階から喫煙をしてはならない階に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。

※指定たばことは、加熱式たばことする。

※指定たばこ専用喫煙室は施設の「一部」に設置できるとしていることを踏まえ、施設内の客席以外の場所を禁煙にして客席の全部を指定たばこ専用喫煙室とすることや、事務所の執務室以外の場所を禁煙とし、執務室の全部を指定たばこ専用喫煙室とするようなことは認められない。

また、受動喫煙を望まない従業員が頻繁に出入りするような場所を指定たばこ専用喫煙室とすることは望ましくない。

第4

1 既存特定飲食提供施設の要件

以下の(1)、(2)に該当するものを除いたもの

- (1) 次のいずれかの会社により営まれるもの
 - ①大規模会社（資本金の額又は出資の総額が5,000万円超）
 - ②資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社のうち、次に掲げるもの
 - ア 一の大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を有する会社
 - イ 大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を有する会社（アに掲げるものを除く）
- (2) 客席の部分の床面積が100㎡超

2 喫煙可能室の設置に係る管理権原者の責務

- (1) 喫煙可能室におけるたばこの煙の流出を防止するための技術的基準
 - ① 第3の2①及び3②と同様であること。
※既存特定飲食提供施設の全部の場所を喫煙可能室とする場合における技術的基準は、これに代えて、喫煙可能室以外の場所にたばこの煙が流出しないよう、喫煙可能室が壁、天井等によって当該喫煙可能室以外の場所と区画されていること。
- (2) 既存特定飲食提供施設の要件に係る書類の保存
喫煙可能室設置施設が既存特定飲食提供施設の要件に該当することを証明する書類を備え保存しなければならない。
保存しなければならない当該書類は次のとおり
 - ① 喫煙可能室設置施設の客席部分の床面積に係る資料
 - ア 「客席」とは、客に飲食をさせるために客に利用させる場所をいい、店舗全体のうち、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等を除いた部分を指す。
 - イ 「床面積に係る資料」とは、店舗図面等をいう。
 - ② 資本金の額又は出資の総額に係る資料
資本金の額や出資の総額が記載された登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット等をいう。
- (3) 喫煙可能室設置施設の届出
 - ① 旅客運送事業鉄道等車両等以外に所在するものは、次に掲げる事項を喫煙可能室設置施設の所在地の都道府県知事（保健所を設置する特別区にあっては、区長。以下同じ。）に届け出ること。
 - ・喫煙可能室設置施設の名称及び所在地
 - ・喫煙可能室設置施設の管理権原者の氏名及び住所
（法人にあっては、喫煙可能室設置施設の管理権原者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
 - ② 旅客運送事業鉄道等車両等に所在するものは、次に掲げる事項を喫煙可能室設置施設の管理者の住所地（法人にあっては、主たる事務所の所在地）の都道府県知事に届け出ること。
 - ・喫煙可能室設置施設の名称及び車両番号その他これに類する車両等を識別

するための文字、番号、記号その他の符号

- ・喫煙可能室設置施設の管理権原者の氏名及び住所（法人にあつては、喫煙可能室設置施設の管理権原者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

※当該届出は、改正省令の施行前においても行うことができる。

- (4) 喫煙可能室設置施設の変更の届出
(3)にそれぞれ掲げる事項を変更したときは、遅滞なく、変更の事実を証明することができる書類を添えて、都道府県知事に届け出る。
- (5) 喫煙可能室設置施設の廃止の届出
喫煙可能室の場所を喫煙をすることができる場所としないこととしたときは、遅滞なく、都道府県知事に届け出る。

第5

1 喫煙目的施設の対象

(1) 公衆喫煙所

施設の屋内の場所の全部の場所を専ら喫煙をする場所とするもの。

「専ら喫煙」とは、施設本来の目的は喫煙をする場所であり、施設内での喫煙以外の行為は行わないという趣旨である。

公衆喫煙所については、喫煙以外の一切の行為を認めないというものではなく、例えば、喫煙者が喫煙の傍ら飲むための飲料自動販売機を設置することは可能である。

(2) 喫煙を主たる目的とするバー、スナック等

たばこの対面販売（出張販売を含む）をしており、施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とし、併せて設備を設けて客に飲食をさせる営業（「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く）を行うものであること。

- ① 「対面販売」とは、たばこ事業法の小売販売業の許可を得た者が営業を行う場所又は出張販売の許可を受けた場所においてたばこを販売する者によって購入者に対して、たばこを販売することをいう。

自動販売機のみによるたばこの販売はこれに該当しない。

- ② 「主食」とは、社会通念上主食と認められる食事をいい、米飯類、パン類（菓子パンを除く）、麺類、ピザパイ、お好み焼き等が主に該当するものである。

(3) 店内で喫煙可能なたばこ販売店

たばこ又は専ら喫煙の用に供するための器具の販売（対面販売に限る）をし、施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とするもの（客に飲食をさせる営業を除く）。

「たばこ又は専ら喫煙の用に供するための器具の販売をしている」とは、商品が陳列されている棚のうち、たばこ又は専ら喫煙の用に供するための器具の占める割合が約5割を超えるものをいう。

2 喫煙目的室設置施設の管理権原者の責務等

- (1) 喫煙可能室におけるたばこの煙の流出を防止するための技術的基準第3の2①及び3②と同様であること。
- (2) 帳簿を保存しなければならない喫煙目的室設置施設
 - ① 帳簿を保存しなければならない喫煙目的室設置施設
 - ・喫煙を主たる目的とするバー、スナック等
 - ・店内で喫煙可能なたばこ販売店
 - ② 喫煙目的室設置施設の要件に関する事項を帳簿に記載し保存しなければならない。要件に関する事項は、たばこ事業法の許可に関する情報とする。許可通知書本体又は写しを保存しておくことが望ましいが、許可年月日及び許可に係る営業所・出張販売所の所在地を記載しておくことでも構わない。

第6

1 特定施設等における喫煙の禁止

次に定める場所（以下「喫煙禁止場所」という。）で喫煙をしてはならない。

- (1) 第一種施設 次に掲げる場所以外の場所
 - イ 特定屋外喫煙場所
 - ロ 喫煙関連研究場所
喫煙関連研究場所とは、喫煙専用室においては喫煙以外の行為ができないが、たばこの喫煙に係る研究では喫煙以外の行為も行われることを踏まえ、たばこに関する研究開発（喫煙を伴うものに限る）の用に供する場所をいう。
- (2) 第二種施設 次に掲げる場所以外の屋内の場所
 - イ 喫煙専用室の場所
 - ロ 喫煙可能室の場所
 - ハ 指定たばこ専用喫煙室の場所
 - ニ 喫煙関連研究場所
- (3) 喫煙目的施設 喫煙目的室以外の屋内の場所
- (4) 旅客運送事業自動車及び旅客運送事業航空機 内部の場所
- (5) 旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶
次に掲げる場所以外の内部の場所
 - イ 喫煙専用室の場所
 - ロ 指定たばこ専用喫煙室の場所

- 2 1に違反して喫煙をしている者がいる場合、都道府県知事は、喫煙の中止又は特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命令することができる。

第7

1 特定施設等の管理権原者等の責務

特定施設等の管理権原者等は、喫煙禁止場所に、専ら喫煙の用に供されるための器具及び設備を、喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない。

また、喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対して、喫煙を中止又は喫煙禁止場所からの退出を求めるよう努めなければならない。

- 2 「専ら喫煙の用に供されるための器具及び設備」とは、灰皿、スモークテーブル等をいう。

「喫煙の用に供することができる状態」とは、灰皿を利用できる状態で設置していること、スモークテーブルを稼働させて設置していることはもちろん、稼働させていなくともその場で喫煙できると誤認させるように設置していることも含む。

第8

- 1 都道府県知事は、特定施設等の管理権原者等に対して、受動喫煙を防止するために必要な指導、助言を行うことができる。

- 2 都道府県知事は、特定施設等の管理権原者等が第7の1に違反しているときは、管理権原者等に対し、期限を定めて、喫煙器具・設備の撤去や喫煙の用に供することができないようにするための措置をとるべきことを勧告できる。

都道府県知事は、管理権原者等が期限内に勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

都道府県知事は、管理権原者等が、勧告に係る措置をとらなかったときは、管理権原者等に対し、期限を定めて、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

- 3 都道府県知事は、喫煙専用室の構造又は設備が技術的基準に適合しなくなったと認めるときは、管理権原者に対し、標識を直ちに除去し、又は技術的基準に適合するまでの間、喫煙専用室の供用の停止を勧告できる。

都道府県知事は、管理権原者が勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

都道府県知事は、管理権原者が、勧告に係る措置をとらなかったときは、管理権原者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

- 4 都道府県知事は、喫煙目的室設置施設が第5の1に掲げる各要件を満たしていないと認めるときは、管理権原者に対し、標識を直ちに除去し、又は当該要件に適合するまでの間、喫煙目的室の供用の停止を勧告できる。

都道府県知事は、管理権原者が勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

都道府県知事は、管理権原者が、勧告に係る措置をとらなかったときは、管理権原者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第9 標識の使用制限

- 1 改正健康増進法に定められた場合以外の標識又は類似標識の掲示により、当該場

所が喫煙できる場所であるかのように誤認させることは、改正健康増進法の目的に沿わないものであり、禁止するものであること。

- 2 改正健康増進法に定められた場合以外の標識の除去又は汚損その他識別を困難にする行為により、当該場所が本来喫煙できる場所であるにもかかわらず、喫煙することがない場所であるかのように誤認させることは、改正健康増進法の目的に沿わないものであり、禁止するものであること。

第10 適用関係

- 1 第一種施設の場所に第一種施設以外の特定施設に該当する場所がある場合、当該場所については、第一種施設の場所としての規制を適用する。

ただし、第一種施設と第一種施設以外の特定施設が併存し、各施設の機能や利用者が明確に異なる場合や各施設が明確に区分されている場合においては、第一種施設の利用者に対する受動喫煙の防止は、第一種施設の部分のみの規制をもって達成されるものであることから、それぞれが独立した別の施設として規制を適用する。

また、様々な用途の施設の入居が前提とされている複合施設については、当該複合施設は第二種施設に分類され、当該複合施設の場所に第一種施設が存在する場合は、当該第一種施設の場所に限り、第一種施設としての規制を適用する。

第11 規制の適用除外

- 1 適用除外の場所

プライベートな居住場所、すなわち私的な利用であり、居住又は宿泊を行う場所であるものをいう。

「人の居住の用に供する場所」として、家庭の場所や職員寮の個室、特別養護老人ホーム・有料老人ホームなど入所施設の個室の場所等が該当する。

なお、入所施設においても多床室・相部屋や共用部は多数の者が利用する場所であるため、適用除外の場所には当たらない。

- 2 適用除外の場所として、「人の居住の用に供する場所」のほか、旅館業の施設の客室の場所、旅客運送事業鉄道等車両又は旅客運送事業船舶の客室（宿泊用個室に限る）、宿泊施設の客室の場所が該当する。

- 3 病院や介護老人保健施設、介護医療院の個室は治療を目的として利用するものであり、「人の居住の用に供する場所」には該当しない。

第12 罰則

- 1 次のいずれかに該当する者は、50万円以下の過料に処すること。

- (1) 第8の2から4までに記載した命令に違反した者
- (2) 喫煙専用室設置施設等標識、指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識、喫煙可能室設置施設標識、喫煙目的室設置施設標識の掲示又は標識の使用制限の内容

に違反した者

2 次のいずれかに該当する者は、30万円以下の過料に処すること。

- (1) 第6の2に記載した命令に違反した者
- (2) 喫煙専用室設置施設等標識、指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識、喫煙可能室設置施設標識、喫煙目的室設置施設標識の除去に違反した者

3 次のいずれかに該当する者は、20万円以下の過料に処すること。

- (1) 既存特定飲食提供施設の要件に係る書類の保存義務に違反し、書類を備え付けず、若しくは保存しなかった者、又は喫煙目的室設置施設の要件に係る帳簿の保存義務に違反し、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、若しくは帳簿を保存しなかった者
- (2) 都道府県知事が行う立入検査等につき、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第13 職場における受動喫煙対策との連携

- 1 特定屋外喫煙場所を設置する際は、その事実を、当該特定施設において業務に従事する者に広く周知すること等を通じて、望まない受動喫煙が生じないように努めなければならない。
- 2 喫煙専用室等を新たに設置する際は、業務に従事する者に事前に協議することや、設置に係る事実を広く周知すること等の措置を講ずることにより、望まない受動喫煙が生じないように努めなければならない。

第14 施行期日

改正健康増進法の施行期日は、次に掲げる部分を除き、平成32年4月1日とする。

- 1 改正健康増進法第1条に係る規定（国及び地方公共団体の責務等）の施行期日は平成31年1月24日とする。
- 2 改正健康増進法第2条に係る規定（第一種施設の規制）の施行期日は平成31年7月1日とする。